

奈良県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十四号

奈良県会計規則の一部を改正する規則

奈良県会計規則（平成七年三月奈良県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
第六条の表第六号ア中「共同部分の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに」を
「共益費及び」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。